熊本市公報

第1477号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市総務局行政管理部総務課

発行日 毎 月 末 日

目 次

規則

○熊本市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則(第60号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1146
○熊本市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則(第61号)	1148
○熊本市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則(第62号)	1149
○能本市手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(第 63 号)	1150

告 示

規則

規 則 第 60 号 令和 5 年10月31日

熊本市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市情報公開条例施行規則(平成10年規則第48号)の一部を次のように改正する。

別表第1文書、図画又は写真の部写しの交付の方法の欄に次の1号を加える。

- (3) 前号に規定する電磁的記録を電子情報処理組織(熊本市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則(平成17年規則第3号)第3条又は第7条に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法(以下「電子情報処理組織を使用して複写させる方法」という。以下同じ。)によって行う交付別表第1フィルムの部写真フィルムの項写しの交付の方法の欄に次の1号を加える。
 - (3) 前号に規定する電磁的記録を電子情報処理組織を使用して複写させる方法によって行う交付

別表第1電磁的記録の部その他の電磁的記録(以下「電子データ」という。)の項 写しの交付の方法の欄に次の1号を加える。

(3) 当該電子データを電子情報処理組織を使用して複写させる方法によって行う 交付

別表第1備考第2項中「において当該光ディスクに複写する」を「又は電子情報処理組織を使用して複写させる方法により交付する場合における」に改め、同項ただし書中「複写する」を「当該」に改める。

別表第1備考第3項中「を用いた写しの」を「によって行う」に改め、同項に次の 1号を加える。

- (3) 当該交付に係る開示請求が電子情報処理組織を使用したものでないこと。ただ し、当該電磁的記録の情報量が20メガバイトを超える場合は、この限りでない。 別表第1備考に次の1項を加える。
 - 4 電子情報処理組織を使用して複写させる方法によって行う交付は、当該交付 に係る開示請求が電子情報処理組織を使用したものである場合において、複写 させる電磁的記録の情報量が20メガバイトを超えないときに限り行うこと ができる。

別表第2中備考を備考第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

2 別表第1備考第3項に規定する電子メールにより送信する方法又は電子情 報処理組織を使用して複写させる方法によって行う交付を受ける場合におけ る費用は、無料とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 61 号 令和 5 年10月31日

熊本市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則を 公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規 則

熊本市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規則(令和5年規則第16号) の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「ただし、」の次に「同規則別表第1に規定する電子情報処理組 織を使用して複写させる方法又は」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 62 号 令和 5 年11月 6 日

熊本市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

熊本市食品衛生法施行細則(昭和36年規則第26号)の一部を次のように改正す る。

第11条第1項中「省令第68条」を「省令第67条の2、第68条」に改め、同 条第3項中「において」を「(法第68条第1項及び第3項において準用する場合を 含む。) において読み替えて」に改める。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第18条第1項中「省令第68条」を「省令第67条の2、第68条」に改める。

附則

この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るため の旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)の施行の日から施行す る。

規 則 第 63 号 令和 5 年11月14日

熊本市手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

熊本市手数料条例の一部を改正する条例(令和4年条例第53号)第2条の規定の 施行期日は、令和6年1月1日とする。

告 示

> 告示第692号 令和5年10月31日

熊本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年熊本市条例第1号) 第6条の規定に基づき、令和4年度(2022年度)人事行政の運営等の状況につい て、次のとおり公表する。

熊本市長 大 西 一 史

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職状況(令和4年度)

(単位:人)

職種	採用者数	退職者数
事務	102	110
事務(情報)	1	1
事務 (法務)	3	0
司書	0	1
事務(国際)	0	1
社会福祉職	6	2
心理相談員	3	2
保育士	16	13
土木	22	16
建築	3	3
機械	5	5
電気	7	5
化学	2	2
水産	0	1
農業	2	0
農芸化学	1	0
造園	1	0
医師	12	21
獣医師	1	3
薬剤師	4	1
給食栄養士	5	0
診療放射線技師	1	0
臨床検査技師	5	4
歯科衛生士	1	1
理学療法士	2	0
作業療法士	1	0
言語聴覚士	1	0
保健師	12	4
助産師	2	1
看護師	21	22
作業車運転手	0	15
給食調理作業員	3	8
用務員	8	9
業務	2	11
守衛	0	2
監督	1	0
技工	1	0
指導主事	1	2
社会教育主事	1	0
学芸員	1	0
文化財専門職	3	1
消防職	26	21
計	289	288

(2) 部門別職員数

	7. LI 101-1-			職員数	(()	神 淀粉	主な増減理由	
		部門	9			増減数		
			令3	令4	()()			
			議会	27	27	0		
	福	_	総務	733	700	▲ 33	新型コロナウイルス感染症対応等	
	祉		税務	214	200	▲ 14	新型コロナウイルス感染症対応等	
	関 係	般	労働	3	3	0		
	を	行	農水	176	164	▲ 12	新型コロナウイルス感染症対応等	
	除		商工	192	190	▲ 2		
	<	政	土木	659	643	▲ 16	新型コロナウイルス感染症対応等	
			小計	2, 004	1, 927	▲ 77		
	1-		民生	829	814	▲ 15	新型コロナウイルス感染症対応等	
	福 祖 孫		衛生	684	815	131	新型コロナウイルス感染症対応等	
	TILL DIS		小計	1, 513	1, 629	116		
	_	一般行	政計	3, 517	3, 556	39		
	特	‡	教育	4, 611	4, 627	16	児童生徒の増に伴う異動等	
	別	IJ	警察			0		
	行		消防	801	805	4		
	政	Į.	小計	5, 412	5, 432	20		
			病院	717	754	37	順次稼働に伴う体制強化	
	1/3	3	水道	204	203	1		
	公営企業等		下水道	159	139	▲ 20	民間委託に伴う人員の減少等	
			交通	77	78	1		
	等	Ě	その他	166	159	A 7	一般会計への移行	
			小計	1, 323	1, 333	10		
		総合	計	10, 252	10, 321	69		

[※]各年度4月1日現在の職員数

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法第23条の2の規定に基づき、次の2つの方法により実施

	概要
能力評価	毎年10月1日を基準に上司が部下の能力・態度・実績について評価
業績評価	毎年2月1日を基準に部下が年度当初に設定した目標について職場の上司が達成度を評価

[※]職員数は非常勤職員を除く

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳 出 総 額	実 質収支	人 件 費	人件費率	(参考)
	(令和4年度末)	A		В	B/A	令和3年度の人件費率
R4 年度	人	千円		千円	%	%
	729, 937	403, 175, 196	7, 576, 485	85, 792, 691	21.3	20. 4

(注)人口は令和5年3月31日の人口です。人件費には、市長、副市長、市議会議員その他特別職に支給する給料、 報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区 分	職員数	給		与	費
	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
R4 年度	人	千円	千円	千円	千円
	8,988	37, 314, 123	6, 448, 748	14, 294, 279	58, 057, 150



- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 - 2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。
 - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、 職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を 用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100とし計算した指数です。
 - 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域 における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
 - 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 - ※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、 ③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	民間給与	公務員給与	較差	勧告	給与改定率
	A	В	A-B	(改定率)	
R4 年度	円	円	949 P	9%	%
	354,914	353,965	0.27 %	0.27	0.27

(参考) 国の改定率 % 0.30

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラス パイレス比較した平均給与月額です。

②特別給(期末·勤勉手当)

区 分	民間の支給		公務員の		較差	勧告	年間支給月数
	割合	A	支給月数	В	A-B	(改定月数)	
R4 年度		月		月	月	月	月
	4.41		4.30		0.11	0.10	4.40

(参考) 国 の 年 間 支 給 月 数 月 4.40

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の 支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[実施

未実施

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

【給料表の改定実施時期】平成28年4月1日

【内容】一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%(最大4.6%)引下げ。

激変緩和のため、3年間の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職との均衡を踏まえて見直しを実施。

(ただし医療職員は国、教育職員は県に準拠)

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び本市の支給割合)

	平成26年度		平成27年度 の支給割合 平成28年度		7 774 7	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	の支給割合	4月1日 時点	遡及改定後	の支給割合	の支給割合	の支給割合	の支給割合	の支給割合	の支給割合	の支給割合
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
熊本市の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

- ・55歳昇給停止 (2年間の経過措置有)
- 昇格対応表見直し(昇格時給料抑制)
- ・地域手当引上げ(国準拠) (東京事務所等職員及び医療職員)
- · 退職手当支給水準調整 (国準拠)
- ・管理職手当引上げ(平成31年3月31日まで3%減額)
- ・期末勤勉手当の管理職加算新設(5年間の経過措置有)
- ・ 単身赴任手当引上げ (国準拠)
- 人事評価結果の給与への反映
- ・月額特殊勤務手当の日額化

(6)	特記事項

(7) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
				(国比較ベース)
熊本市	41.8 歳	320,600 円	414,714 円	347,148 円
熊本県	43.2 歳	325,383 円	401,521 円	334,531 円
国	42.7 歳	323,711 円	一 円	405,049 円
類似団体	41.8 歳	318,310 円	431,588 円	378,248 円

%国ベースの平均給与月額は、平均給料に基本となる手当を加算したものであり、時間外勤務手当等、毎月変動する手当を除いたものです。

②技能労務職

			公 務 員		
区 分	平均年齢	職員数	平均給料 引額	平均給与月額	平均給与月額
				(A)	(国比較ベース)
熊本市	54.1 歳	391 人	358,200 円	403,806 円	371,902 円
清掃職員	53.3 歳	130 人	364,700 円	434,386 円	383,380 円
学校給食員	52.8 歳	60 人	351,800 円	366,558 円	361,618 円
守衛	54.8 歳	14 人	369,800 円	477,550 円	386,264 円
用務員	55.3 歳	78 人	339,600 円	356,283 円	350,792 円
自動車運転手	54.8 歳	35 人	369,300 円	406,081 円	382,975 円
その他	54.7 歳	74 人	363,900 円	415,282 円	374,209 円
熊本県	55.1 歳	195 人	327,263 円	362,226 円	328,389 円
国	51.1 歳	2,114 人	286,570 円	- 円	328,416 円
類似団体	51.3 歳	943 人	312,022 円	391,620 円	364,510 円

		民 間		参考
区 分	対応する民間	平均年齡	平均給与月額	4 /D
	の類似職種		(B)	A/B
清掃職員	廃棄物処理業	47.0 歳	306,000 円	1.42
学校給食員	飲食物調理從事者	46.7 歳	214,400 円	1.71
守衛	警備員	56.7 歳	206,500 円	2. 31
用務員	他に分類されない運搬・清 揚・包装等従事者	49.1 歳	236,600 円	1.51
自動車運転手	乗用自動車運転者 (タクシー運転者を除く)	61.5 歳	176,200 円	2. 30
その他	-	-	-	-

		参考	
区 分	年収ベース	ス (試算値) の比較	
	公務員	民間	C/D
	(C)	(D)	C/D
熊本市	-	-	-
清掃職員	6,961,932 円	4, 266, 500 円	1.6
学校給食員	6,070,996 円	2,913,700 円	2. 1
守衛	7,506,700 円	2,625,200 円	2.9
用務員	6,024,896 円	3, 187, 900 円	1.9
自動車運転 手	6,637,572 円	2, 242, 100 円	3. 0
その他	6,721,884 円	- 円	-

| 民間従業員のデータは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」を基に総務省が調整し、情報提供されたデータを使用しています。 (平成31~令和3年の3ヵ年平均)

民間従業員データの基礎となる労働者は、①期間を定めずに雇われている労働者、②1ヶ月を超える期間を定めて雇われている労働者、③1ヶ月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月に、それぞれ18日以上雇用された労働者のいずれかに該当する労働者(短時間労働者を除く。)をいいますが、本市データの基礎となる職員は民間労働者の①に該当する職員のみであり、②又は③に該当する職員(パート、アルバイト職員)はデータの基礎から除かれている点で(C)と(D)とはデータの基礎が異なります。

- ※ 「職務区分」と「対応する民間の類似職種」は、年齢、経験年数、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末動勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職(高等(特殊・専修・各種)学校教育職)

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本市	47.5 歳	390,700 円	429, 334 円
熊本県	45.7 歳	383, 698 円	429, 958 円
類似団体	43.8 歳	359, 660 円	436, 567 円

④教育職 (小・中学校(幼稚園)教育職)

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本市	44.8 歳	360, 400 円	392, 914 円
熊本県	44.7 歳	364, 537 円	402, 853 円
類似団体	40.6 歳	342, 210 円	411, 286 円

⑤教育職 (その他の教育職)

	区 分	平 均 年 齢		平均給料月額		平均給与月額	
Ī	熊本市	50.7	ì	385, 100 ₽	Э	485, 961	円
Ī	熊本県	一	į	- P	円	_	円
Γ	類似団体	一	ţ	— Р	Э	_	円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間 外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査にお いて明らかにされているものです。

(8) 職員の初任給の状況 (令和4年4月1日現在)

区	分	熊本市	熊本県	国
一般行政職	大 学 卒	190,500 円	188, 700 円	182, 200 円
	高 校 卒	155,300 円	154,900 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	149, 100 円	157, 400 円	- 円
	中 学 卒	- 円	141,200 円	- 円
教 育 職	大 学 卒	210,800 円	210,800 円	- 円
	高 校 卒	- 円	- 円	— 円
消防職	大 学 卒	200,500 円	- 円	- 円
	高 校 卒	165,400 円	- 円	- 円

(9) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和4年4月1日現在)

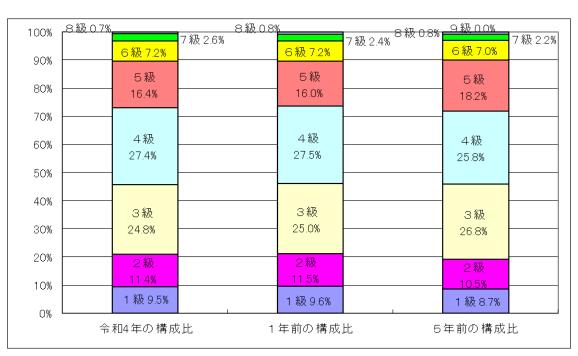
区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	265, 236 円	359, 260 円	392,664 円	402, 341 円
	高 校 卒	219,600 円	307,609 円	348,529 円	372,723 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	307,300 円	326, 250 円	361,648 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
教 育 職	大 学 卒	297, 983 円	370,700 円	400,184 円	406,788 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
消防職	大 学 卒	284,775 円	366, 300 円	390, 225 円	410,725 円
	高 校 卒	234,845 円	331,750 円	368,550 円	373, 271 円

(注) 経験年数とは、学校卒業後すぐに採用された場合は、採用後の年数をいいます。

(10) 一般行政職の級別職員数及び給料表(令和4年4月1日現在)

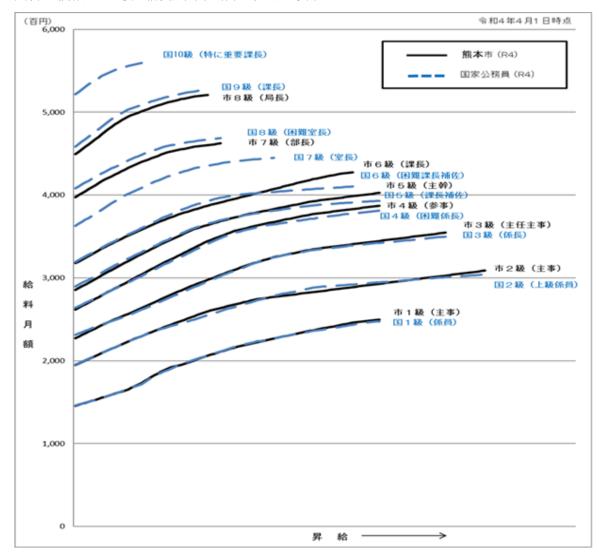
区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1 号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1	級	今期的も光をなったるショロマとればの晩め	人	%	円	円
1	枢区	定型的な業務を行う主事及び技師の職務	293	9. 5	145, 700	249, 900
2	級	相当の知識、技術又は経験を必要とする業務	人	%	円	円
	/IVX	を行う主事及び技師の職務	352	11. 4	195, 000	308, 800
3	級	主任主事及び主任技師の職務	人	%	円	円
	NX	王LL工事及O·王LIX邮》机场	770	24. 8	227, 100	354, 600
4	級	主査の職務	人	%	円	円
-4	/IVX	工具*//400/17	849	27. 4	261, 700	387, 100
5	級	主幹の職務	人	%	円	円
	/12X	ユニキT▽ / 19 以 127	507	16. 4	285, 500	402,600
6	級	課長の職務	人	%	円	円
	/IEX	ルベナベックリのイフフ	223	7. 2	317, 700	427,600
7	級	部長の職務	人	%	円	円
	/b/X	ロドメペック19X4277	82	2. 6	397, 500	462, 300
8	級	局長の職務	人	%	円	円
	/b/X	プロ Jペック 作成 (27)	23	0. 7	449, 300	520, 900

- (注) 1 熊本市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成28年4月1日より、給料表の級構成を変更し、9級制から8級制へ移行しました。 (旧7級を6級に統合し、旧8級を新7級に、旧9級を新8級へ移行)

(11)国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (令和4年4月1日現在)



(12) 昇給への人事評価の反映状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理	職員	— 般	:職員
イ. 人事評価を活用している	C)		Э
活用している昇給区分	昇給可能 な区分	昇給実績が ある区分	昇給可能 な区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	0		0	0
上位、標準の区分		0		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(13) 期末手当・勤勉手当

熊	本	市					囯		
1人当たり平均支給額	(R4年度)								
1,	570		千円				_		
(R4年度支給割合)				(R4年度	支給割	(合)			
期末手当	勤ź	勉手当		其	排末手≝	í		勤勉手	当
2.40 月分	•	2.00	月分		2.40	月分	2.	00	月分
(1.35)月台	₩ (0.95) 月分	(1.35) 月分	(0.95) 月分
(加算措置の状況)				(加算推	置の状	(況)			
職制上の段階、職務の	級等による加	算措置	有	職制上の	段階、	職務の級等	きによる	加算措施	置有
・役職加算・管理職加算・管理職加算				l	~	1算 . 成加算 1 (

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況 (熊本市)

令和4年度中における運用	管理	職員	一般職員			
イ. 人事評価を活用している	C)	0			
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率		
上位、標準、下位の成績率	0	0	0	0		
上位、標準の成績率						
標準、下位の成績率						
標準の成績率のみ (一律)						
ロ. 人事評価を活用していない						
活用予定時期						

(14) 退職手当(令和4年4月1日現在)

熊	本			市		国				
(支給率)	自己都合		応募認定・	定年	(支給率)	自己都合	応募認:	定・定年		
勤続20年	19.67	月分	24.59	月分	勤続20年	19.67 F	分 24.59	月分		
勤続25年	28.04	月分	33.27	月分	勤続25年	28.04 F	分 33.27	月分		
勤続35年	39. 76	月分	47.71	月分	勤続35年	39.76 F	分 47.71	月分		
最高限度	47.71	月分	47.71	月分	最高限度	47.71 F	分 47.71	月分		
その他の加算措置	定年前早期	月退職特例	措置		その他の加算措置	算措置 定年前早期退職特例措置				
	(割増率2	2~45%	5)			(割増率2	~45%)			
(退職時特別昇給)	基職時特別昇給) 無									
1人当たり平均支給額	4, 171	千円	21, 194	千円						

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。

(15) 地域手当(令和4年4月1日現在)

支給:	実績 (R4年度決算)				35,822 千円			
支給職員1人当た	: り平均支給年額(R4年	度決算)			831,453 円			
支給対象地域	支給率	支給対象職員	数		国の制度 (支給率)			
東京都特別区	20 %		27	人	20. 0	%		
立川市	12 %		1	人	12. 0	%		
福岡市	10 %		1	人	10.0	%		
医師 (歯科医師含む)	16 %		14	人	16. 0	%		
地域手当補正後ラスパイレス指動 (ラスパイレス指数)	ģ				100.0 (100.0)	%		

⁽注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

支給実績 (R4年度決算)

398,168 千円

(16) 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(R4年度決算)					398, 168 十円
支給職員1人当たり平均支給年額	〔 (R4年度)				124,896 円
職員全体に占める手当支給職員	の割合(R4年度)				33.2 %
手当の種類 (手当数)				18種(44手	当)
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給	対象業務	支給実績 (R4年度決算)	左記職員に対する 支給単価
放射線取扱手当	放射線技師、看護師	放射線を人体に照接従事したとき。	照射する作業に直	0円	日額 230円
防疫等作業手当	職員	対する医療に関 年法律第114号) くは第3項に定め 事委員会がこれ	る感染症又は人 らに相当すると認 者を入院させる作	0円	日額 250円
同上	職員	第166号)第2条第 畜伝染病(口路) 性鳥インフルエン インフルエンザインフルエンで の定める軍に「診らないではいて単名。)のまん延れ 行う家畜のと殺、	てい)疫、高病原 /ザ、低病事性鳥 その他人事委員会 キ病に限病」とめに を診断止する。 とする を対する。 とり なを がより といる。 とい。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 とい。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 とい。 といる。 といる。 といる。 とい。 といる。 とい。 とい。 といる。 といる。 といる。 とい。 とい。 とい。 とい。 とい。 とい。 とい。 とい	0円	日額 380円(著しく危険であると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)
同上	職員	めに行う作業(前	員会が定めるもの	ο円	日額 290円
特別作業手当	職員			2, 640円	1回につき 660円
同上	職員		定する有害農薬に 作業に直接従事し	2,800円	日額 200円
同上	動植物園に勤務する職員	飼育作業に直接征	逆事 したとき。	2, 928, 750円	日額 500円
同上	精神保健指定医である職員又は精神保健福祉室に勤務する職員	保健及び精神障害 法律(昭和25年注 基づき診察したと 健福祉室に勤務す 基づき精神保健打	法律第123号)に とき、又は精神保 ける職員が同法に 旨定医の診察への くは移送業務に直	34, 365円	日額 290円

同上		在宅の結核患者又は精神疾患を有 する者等の訪問指導に直接従事し たとき。	31, 395円	日額	230円
同上	職員	地上又は水面上10メートル以上の 足場の不安定な箇所で工事等の検 査、調査、指導若しくは監督等の 業務又は構造物等の点検若しくは 補修作業に直接従事したとき。	0円	日額	200円
同上	職員	豪雨等異常な自然現象により重大 な災害が発生し、又は発生するお それがある状況下において屋外で の災害応急作業、巡回監視又は災 害状況調査等に直接従事したと き。	166, 875円		500円 750円)
同上	職員	土地の取得等に係る交渉の業務に 直接従事したとき。	130, 800円	日額	400円
同上	土木センターに勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路 の維持補修作業に直接従事したと き。	2, 230, 200円	日額	300円
動物愛護センター業務手当	動物愛護センターに勤務する職員	野犬捕獲に直接従事したとき。	766, 800円	日額	800円
同上	動物愛護センターに勤務する職員	処分犬の処分作業に直接従事した とき。	0円	日額	400円
清掃等作業手当	東部環境工場又は扇田環境セン ターに勤務する職員	清掃作業又は汚泥若しくは汚水の 運搬作業に直接従事したとき。	5, 282, 550円	日額	780円
同上	クリーンセンターに勤務する職員	ごみの収集運搬作業に直接従事したとき。	22, 409, 600円	日額	800円
同上	土木センターに勤務する職員	下水道、用水路又は道路側溝の しゅんせつ作業に直接従事したと き。	669, 300円	日額	600円
同上	熊本城総合事務所又は土木セン ター	公園、熊本城又は道路におけるご みの収集運搬作業に直接従事した とき。	129, 220円	日額	280円
特殊清掃作業手当	東部環境工場に勤務する職員	ごみ焼却炉、ごみピット若しくは 汚水槽の内部点検清掃作業若しく はクレーン上の点検作業に直接従 事したとき、又は投入槽、消化槽 若しくは市が管理する浄化槽の内 部点検清掃作業に直接従事したと き。	97, 625円	日額	250円
福祉業務手当	区役所保護課に勤務する職員	福祉関係法規に基づく調査指導に 直接従事したとき。	6, 983, 000円	日額	500円
同上	保育園に勤務する職員又は保育幼 稚園課に勤務する職員	保育業務に直接従事したとき。	6, 106, 725円	日額	150円

同上	児童相談所に勤務する職員	福祉関係法規に基づく相談、調査 指導、判定又は保護に直接従事し たとき。	7, 322, 000円	日額 1,000円
同上	障がい者福祉相談所に勤務する職 員	福祉関係法規に基づく相談、調査 指導、判定又は保護に直接従事し たとき。	86, 400円	日額 800円
同上	こころの健康センターに勤務する 職員	福祉関係法規に基づく心理判定又は相談に直接従事したとき。	143, 650円	日額 650円
市税等事務従事手当	納税課、税制課、市民税課 (各税 務室を含む。)、固定資産税課、 国保年金課に勤務する職員	納税課、税制課、市民税課(各税 務室を含む。)及び固定資産税課 に勤務する職員が、市税の賦課、 調査、徴収又は差押の事務等に直 接従事したとき。 国保年金課に勤務する職員が、保 除料の徴収事務に直接従事したと き。	10, 991, 710円	納税課又は国保年金課に勤務 する職員 日額 290円 その他の職員 日額 230円
同上	徴税職員 国保年金課に勤務し、国民健康保 候料、介護保険料又は後期高齢者 医療保険料の滞納処分に従事する 職員 市営住宅課、城南地域整備室及び 植木地域整備室に勤務し、市営住 宅使用料の滞納処分に従事する職 員 保育幼稚園課に勤務し、保育料の 滞納処分に従事する職員	滞納処分等のため外勤したとき。	98, 420円	日額 370円
消防手当	消防職員(機関員を除く)	火災現場、災害現場若しくは救急 現場に出動したとき。	36, 208, 250円	1 回につき 330円 (深夜においては410円)
同上	機関員	火災現場、災害現場又は救急現場 に出動したとき。	21, 703, 280円	1回につき 410円 (深夜においては510円)
同上	消防職員	救助工作車、はしご車、又は救助 資機材により救助作業又は訓練作 業に直接従事したとき。	25, 093, 200円	1当務につき330円
同上	消防職員	特殊危険物質(サリン(メチルホスホノフルオリド酸イソプロビルをいう。)及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。)又はその疑いのある物質の処理作業に直接従事したとき。	5, 200円	日額 2,600円
同上	消防職員	国際緊急援助隊の派遣に関する法 律(昭和62年法律第93号)第2条に 規定する国際緊急援助活動に直接 従事したとき。	0円	日額 4,000円
同上	消防職員	教急救命士が救急救命に関する業 務に直接従事したとき。	11, 735, 600円	1当務につき800円 (日勤者にあっては勤務1日 につき400円)

	<u>, </u>	<u>, </u>		
医療等業務従事手当	医療職員給料表の適用を受ける職員のうち、医療等業務に従事したもの。 動物愛護センター又は動植物園に勤務する獣医師のうち、医療等業務に従事したもの。	_	13,641,400円	日額 4,200円以内
教員特殊業務手当	教育職員給料表(1)又は教育職員給料表(2)の1級、2級又は特2級の職員	特定の業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶとき。	138, 220, 300円	日額 8,000円以内
教育業務連絡指導手当		当該担当に係る業務に従事したとき。	35, 335, 800円	日額 200円
多学年学級担当手当		当該学級における授業又は指導に従事したとき。	290, 580円	3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導に従事 日額 350円 2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導に従事 日額 290円
入学者選抜業務手当		入学者の選抜に係る学力検査の問題の作成若しくは採点又は調査書 その他必要な書類による判定資料 の作成を行ったとき。	667, 500円	1時間につき300円
死体処理手当	職員	著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの(東日本大震災を除く。)に対処するため死体の取扱いに関する作業で人事委員会が定めるものに従事したとき。	0円	作業に従事した日1日につき 1,000円(人事委員会が定め る場合にあっては、2,000 円)を超えない範囲内におい て人事委員会が定める額 (心身に著しい負担を与える と人事委員会が認める作業 に従事した場合は、4,000円 を超えない額)
特例特別作業手当	職員	特定大規模災害に対処するため屋 外での災害応急作業、巡回監視又 は災害状況調査等に引き続き5日 を下らない範囲内において人事委 員会が定める期間以上直接従事し たとき。	0円	作業に従事した日1日につき 1,000円を超えない額 (夜間おいては、1,500円を超 えない額)

災害応急作業手当	職員	原子力災害対策特別措置法(平成 11年法律第156号)第15条 第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった場合において、緊急 法第17条第9項に規定する緊急 事態応急対策実施区域に所在する 原子力事業所のうち人事委員会が 定めるものの敷地内において行う 作業のうち原子炉建屋(人事委長 会が定めるものに限る。)内において行うものに従事したとき。	ο円	作業に従事した日1日につき 40,000円を超えない額
同上	職員	前号に規定する場合において、特定原子力事業所の敷地内において 行う作業のうち前号に掲げるもの 以外のものに従事したとき。	0円	作業に従事した日1日につき 20,000円を超えない額
同上	職員	第1号に規定する場合において、 特定原子力事業所に係る原子力災 害対策特別措置法第20条第2項 の規定に基づく原子力災害対策する 部長の地方公共団体の長に対する 指示に基づき設定された区域等を 考慮して人事委員会が定める区域 において行う作業(前2号に掲げ るものを除く。)に従事したと き。	0円	作業に従事した日1日につき 10,000円を超えない額(心身 に著しい負担を与えると人事 委員会が認める作業に従事し た場合にあっては、20,000円 を超えない額)
新型コロナウイルス感染症に係 る防疫等作業手当	職員	新型コロナウイルス感染症(病原体がペータコロナウイルス感染症(病原コナウイルス(令和2年1月に、関ロナウイルス(令和2年1月に、関連が表したものと、では、新たにる場合を表している。)である。からないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないがある場所において、健康を自然である場所において、健康をというない。ないないない。ないないないないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは	48, 652, 500円	日額 3,000円

(17) 時間外勤務手当

支		給		実	ń	漬		(R4	年	度	決	算)	2,347,996 千円
職	員	1	人	当	た	ŋ	平	均	支 給	年 額	(R4	年月	定 決	算)	452 千円
支		給		実	ń	漬		(R3	年	度	決	算)	2, 199, 462 千円
職	員	1	人	当	た	ŋ	平	均	支 給	年 額	(R3	年月	定 決	算)	422 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(18) その他の手当(令和4年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (R4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R4年度決算)
扶養手当	○配偶者 6,500円 (7級職員 3,500円、8級職員 支給ない) ○子 10,000円 ○父母等 6,500円 (7級職員 3,500円、8級職員 支給ない) ○加算措置 16歳から22歳までの間にある子 1人につき5,000円加算	同	-	924, 747 千円	253, 906 円
住居手当	○借家の場合 家賃の額に応じて27,000円を限 度に支給	異	家賃の額に応じ て28,000円を限 度に支給	668, 671 千円	311, 396 円
通勤手当	○電車・バスなどを利用する場合 運賃に応じて55,000円を限度に 支給 ○自動車などを利用する場合 使用距離に応じて3,300円~ 23,000円を支給	異	自動車などを利用する場合の、使用距離区分	657, 379 千円	81,990 円
管理職手当	給料表の別及び職員の職に応じて 51,700円~113,600円を支給	異	役職により俸給 月額の25/100以 内を支給(国の 制度)	591, 258 千円	782,087 円
休日勤務手当	○休日等に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額に 100分の125から100分の150までの 範囲内で支給	同	_	398, 985 千円	390, 428 円
初任給調整手当	欠員の補充が困難である職で、新たに採用された医療職員は、採用の日から36年以内の期間、月額308,600円以内を支給	同	-	37,967 千円	2, 920, 523 円
単身赴任手当	勤務公署を異にする異動に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員	同	_	14, 376 千円	866, 894 円
特地勤務手当	○芳野分室及び金峰山少年自然の 家に勤務する職員 給料月額の100分の1を支給	異	俸給及び扶養手 当の月額の合計 額の25/100以内 を支給(国の制 度)	143 千円	47,692 円
宿日直手当	○一般の宿日直 6,700円 ○医師の宿日直 21,000円	異	一般 4,400円	2,687 千円	280, 351 円

管理職員特別勤務手当	職務により10,000円以下	異	○職務により 12,000円以下	15,531 千円	143, 253 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する場合、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給		-	42,872 千円	65, 966 円
義務教育等教員特別手当	○教育職員給料表(1)又は教育職員 給料表(2)の適用を受ける職員 月 額8,000円以内を支給	同	-	232, 474 千円	66, 688 円

(19) 特別職の報酬等の状況 (令和4年4月1日現在)

	区		分	給	料		月	額		等
							(参考)類似	以団体における最	高/最低額	
給	市		長		1, 190, 000	円	1	,599,000 円/	500,000	円
				(-	円)				
料	副	市	長	,	947, 000	円、	1	, 285, 000 円/	841, 500	円
	議		長	(820, 000	<u>円)</u> 円	1	, 179, 000 円/	779, 000	円
報	四 轮		K	(-	円)	1	,179,000 □/	119,000	П
ヤ区	副	議	長		746, 000	円	1	,061,000 円/	703, 000	円
	ju 2	F4-2		(-	円)	_	,, , •,	,	, ,
酬	議		員		676, 000	円		953,000 円/	648,000	円
				(=	円)				
	市		長	(R4年度支統	洽割合)					
期	副	市	長		3.30		月分			
期末手当	議		長	(R4年度支統	洽割合)					
当	副	議	長		3.30		月分			
	議		員							
				(算定方式	ζ)		(1期の手当	当額)	(支給時	期)
退職手当	市		長	1, 190, 000円×在	職月数×0.51		2, 913	万円	任期ご	٢
当	副	市	長	946,000円×在職	月数×0.24		1,090	万円	任期ご	と
		備	考				•	•		•

⁽注) 1 給料及び報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額です。 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況(R4.4.1現在)

(1) 勤務時間等の状況(通常勤務職場)

勤務時間	休憩時間	週休日		
8:30~17:15	1 2:0 0 ~ 1 3:0 0	土曜日・日曜日		

(2) 休暇の設置状況

	事由	期間
年次有給休暇		20日以内
病気休暇		9 0 日以内
	結婚休暇	5日以内
	妊娠中の通勤緩和	1日に1時間を超えない範囲内で必要と認める時間
	妊娠障害休暇	1 4 日以内
	産前休暇・産後休暇	出産予定日以前8週間目(多胎妊娠の場合は14週間目)に当たる日から出
		産の日まで
		出産の日の翌日から8週間
	育児時間	子が3歳になるまで、1日に2回以内・各45分
特別休暇	配偶者分娩休暇	3日以内
(主なもの)	男性の育児休暇	配偶者が出産予定8週前から出産後1年の間、当該出産に係る子または小
		学校就学の始期に達する子を養育する場合、5日以内
	子の看護休暇	子が中学校に就学するまで、一年度中5日以内(対象となる子が複数いる
		場合は10日以内)
	忌引休暇	続柄に応じて1日から7日
	夏期休暇	5日以内
	永年勤続表彰休暇	3 0年-4日以内
		20年-2日以內

5 職員の休業に関する状況 (R4年度実績)

休業等の取得状況

	取得者数						
休業等区分	男性	女性	計				
育児休業	70	204	274				
育児部分休業	2	30	32				
育児短時間勤務	1	6	7				
自己啓発等休業	0	0	0				
配偶者同行休業	0	2	2				

6 職員の分限及び懲戒処分の状況(R4年度実績)

(1) 懲戒処分の状況

	戒告 減給		停職	免職	
人数	1 4	6	5	5	3 0

※懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して、その責任を追及して行う不利益処分です。

(2) 分限処分の状況 (R4年度実績)

	降任	免職	休職	降給	計
人数	0	0	9 6	0	9 6

※分限処分とは一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。

7 職員の服務の状況

職員の服務規律の遵守を徹底するために次の取り組みを実施しています。

- ・厳正な服務規律の遵守に関する依命通達
- · 公務員倫理研修
- ・営利企業等の従事許可

8 職員の退職管理の状況

職員の退職管理の適正を確保するために次の措置を講じています。

- ・再就職者による依頼等の規制
- 再就職情報の届出及び公表
- ・再就職あっせんの制限

9 職員の研修の状況

	研修区分	-	延べ人員
3 64:HII 717 We			令和4年度
1 特別研修	↑ ▽ □ □ /		604人
2 基本研修	□ 公務員倫理研修		604人
2 基本研修	<u> </u>		1, 380人
	新規採用職員研修 採用4年目職員研修		433人
	採用8年目職員研修		
	業務職員研修		110人
	新任作業長・主任研修		18人
	主査級昇任者研修		141人
	主幹級昇任者研修		107人
	課長級試験合格者研修		56人
	課長級昇任者研修		58人
	課長級3年目職員研修		50人
	1次評価者人事評価研修(人事課主催)		119人
	2次評価者人事評価研修(人事課主催)		68人
3 選択研修	- 1957年 195		587人
0 ZZ/(WIII)	接遇マナー&応対力向上		63人
	プレゼンテーションスキルアップ		100人
	管理職向けマネジメント研修	143人	
	ナッジとデザイン研修(初級編)		71人
	リーダーシップ育成研修		115人
	業務マネジメント研修		60人
	女性キャリアデザイン		35人
5 派遣研修			90人
,,,_,,	事例調査派遣研修(国内)		4人
	自治大学校		2人
	早稲田大学マニフェスト研究所人材マネジメント	部会	3人
	幹部育成派遣研修(管理職部会)		4人
	肥後銀行『幹部養成教養教育』		1人
	市町村アカデミー		6人
	熊本県市町村職員研修協議会		70人
6 職場研修			21,511人
	職場指導員研修		171人
	障がいのある職員対応研修		58人
	すまいる向上キャンペーン		10,611人
	職員倫理意識向上の職場研修		10,611人
	職場派遣研修		10人
	接遇リーダー養成講座		31人
			19人
	他課主催全庁研修	やさしい日本語研修	19人
7 自主研修			105人
			105人
		自主学習グループ活動支援	15人
	資格取得・自己啓発支援	資格取得支援	13人
		大学公開講座受講支授	4人
		eラーニング(自治大学校)	14人
		研修図書	59人
	合計(延べ人数)		24, 277人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

令和4年度(2022年度)職員厚生会事業(実績)

団体の名称	熊本市職員厚生会
会員数	10,477名
公費負担額	62, 406, 685円
会員負担・その他収入額	217,777,223円
事業主:職員の負担割合	1.5/1,000:4.0/1,000

(事業の概要)

事業名	主な概要
給付事業	結婚、出産祝金等(10種類)
貸付事業	厚生貸付金、災害貸付金
厚生事業	人間ドック補助、ウォーキングキャンペーン 等
カフェプラン事業	資格取得利用、書籍購入利用 等
	グループ保険・全国市長会任意共済保険・全国都市職員災害共
収益事業	済会事務、各生命保険・損害保険の団体取扱事務、公務員賠償責
	任保険事務 等

人事委員会の業務の状況

人事委員会は、地方公務員法第7条に基づき設置される人事行政に関する、専門的・中立的な第三者機関です。その権限および主な業務は、次のとおりです。

1 権限

- (1) 主な行政的権限
 - ① 人事行政に関する調査、研究等
 - ② 給与等に関する議会及び長への報告及び勧告
 - ③ 競争試験又は選考の実施
 - ④ 労働基準監督機関としての職権行使
 - ⑤ 職員の苦情の処理
- (2) 準立法的権限

人事委員会規則等の制定改廃

- (3) 進司法的権限
- ① 勤務条件に関する措置要求の審査
- ② 不利益処分についての審査請求の審査

2業務の状況

(1) 令和4年(2022年) 職員の給与等に関する報告及び勧告の状況

人事委員会は、令和4年(2022年)10月11日に、市議会及び市長に対して給与等に関する報告及び 勧告を行いました。その概要は、次のとおりです。

〈報告の内容〉

- ① 給与の改定について
 - 月例給について、職員給与が民間給与を949円 (0.27%) 下回った。本市の実情及び人事院勧告の 内容を勘案して給料表等の改定を行うことにより較差の解消を行うことが必要
 - 〇 特別給(期末手当及び勤勉手当)について、職員の年間支給月数が市内民間事業所の特別給の年間支給割合を0.11月分下回った。人事院勧告における特別給の改定状況等を考慮して、本年12月期の勤勉手当の支給月数を0.10月分引き上げることが必要
- ② 人事管理について
 - 職員の任用について
 - ・人材の確保と育成について

有為な人材確保のために、積極的に採用広報活動を行うとともに、引き続き採用試験制度の調査・研究に取り組む。また、職員の成長と育成につながる昇任試験制度となるよう取り組むとともに、熊本市職員成長・育成方針に基づき、市民が求める質の高いサービスを提供できる人材となるよう成長を促し、支援していくことが必要

・女性職員の活躍推進について

職員活躍プランで推進している女性職員の管理職割合は目標に達している。ワーク・ライフ・バランスの推進や管理監督職として力を発揮できる働き方を実現するためのキャリア形成支援を行っていくことが必要

- 勤務環境の整備について
 - ・時間外勤務の縮減について

新型コロナウイルス感染症への対応等による長時間労働の是正は喫緊の課題。引き続き実態把握に努め、時間外勤務の縮減に取り組む

・ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進について

男性職員の育児に伴う休暇等の取得は浸透してきている。男性の育児休業取得にも引き続き取り組むとともに、業務の見直しやテレワークの推進などゆとりを持って働ける職場環境づくりに取り組むことが必要

・メンタルヘルス(心の健康)対策について

「第三期 熊本市職員の心の健康づくり計画」に基づき、ストレスチェック等の実施状況の評価と改善に継続的に取り組むことを要請

・ハラスメント防止対策について

ハラスメントに関する相談件数は増加傾向。職員への意識啓発、相談体制の充実等を図り、働きやすい職場環境づくりを推進していくよう要請

③ コンプライアンスの推進及び公務員倫理の確保について

内部統制制度の強化に努めるとともに、職員一人ひとりが全体の奉仕者として職務に精励し、公務外においても法令遵守意識と高い倫理観を持って行動するよう、コンプライアンスを一層推進し、市民から信頼される市政の実現に取り組むことを要請

〈勧告の内容〉

① 給料表等

現行の行政職員給料表等について、本市の実情及び人事院勧告の内容等を勘案し、民間給与との較差を 解消するよう改定すること。

行政職員給料表以外の給料表(教育職員給料表(1)及び教育職員給料表(2)を除く。)等については、行政職員及び対応する国家公務員との均衡を考慮して改定すること。

教育職員給料表(1)、教育職員給料表(2)等については、行政職員との均衡を考慮して改定すること。ただし、これまでの教育職員の給与改定に係る経緯等を踏まえ、熊本県における改定状況も考慮すること。

② 期末手当及び勤勉手当

報告の内容及び国の特別給の改定状況等を考慮して改定すること。

③ 改定の実施時期

この改定は、令和4年(2022年)4月1日から実施すること。ただし、期末手当及び勤勉手当について、令和4年(2022年)12月期の支給に関する改定は令和4年(2022年)12月1日から、令和5年(2023年)6月期以降の支給に関する改定は令和5年(2023年)4月1日から実施すること。

(2) 採用の状況

①採用試験

					第一次	第一次	第二次	最終	倍率
試験区分		職種		申込者数	受験者数	試験	試験	合格者数	
					A	合格者数	受験者数	В	A/B
				人	人	人	人	人	倍
	事	務	職	497	313	140	126	75	4.2
	学	校事系	务 職	35	17	10	9	5	3.4
	社	会福 袖	上職	29	19	11	11	6	3.2
	ιĽ	理相談	と員	8	7	3	3	3	2.3
		土	木	26	16	13	11	10	1.6
大学卒業程度等		建	築	8	6	5	5	2	3.0
		機	械	9	4	2	2	2	2.0
	技術	電	気	5	3	3	3	2	1.5
	職	化	学	20	18	12	12	6	3.0
	194	農	業	11	6	5	4	2	3.0
		水	産	5	4	3	2	2	2.0
		造	園	3	2	2	2	1	2.0
免許資格職 (大学卒業程度等)	保	: 健	師	27	22	17	17	10	2.2
	事	務	職	226	169	72	69	36	4.7
	学	校事系	务職	26	20	10	10	3	6.7
		土	木	27	24	18	18	12	2.0
初級職	技	建	築	7	6	4	4	2	3.0
	術	機	械	9	7	4	3	2	3.5
	職	電	気	5	4	3	3	2	2.0
		造	園	6	5	3	2	1	5.0
	上			119	91	14	13	7	13.0
消防職	初	級 消 🖟	方 職	204	153	12	11	6	25.5
引用B/D相較	初 (i)級 消 🛭 数 急 救 命		37	26	7	6	2	13.0
É	悟台	-		1,349	942	373	346	199	4.7

②採用選考試験

②採用選考試験				第一次	第一次	第二次	最終	倍率
試験区分		職種	申込者数	受験者数	試験	試験	合格者数	10-11-
1200大区分		刊机主	下 仁 田 荻	A A	合格者数	受験者数	В	A/B
			人	人	人	人	人	<u> </u>
上級職	Ý	化財専門職	10	7	6	6	3	2.3
	夢		3	3	3	3	3	1.0
	薬		8	4	4	3	3	1.3
免許資格職 (上級職)	管	理栄養士	36	22	5	5	1	22.0
(上來以來)	助	産師	7	6	6	6	2	3.0
	学	芸員(考古学)	3	3	1	1	0	_
	看		48	41	16	14	8	5.1
	理		19	17	5	5	1	17.0
免許資格職	保		52	43	32	29	14	3.1
(中級職)		床検査技師	29	16	12	7	4	4.0
(1 /1/2/1947	作		7	6	5	5	1	6.0
	歯		17	9	6	6	1	9.0
	給		30	21	12	11	4	5.3
	事	200 194	264	92	30	28	10	9.2
	事 (1	323	-	-	-	-	-	-
	事	務職(情報)	2	2	2	2	2	1.0
	事	務職(法務)	7	5	5	4	3	1.7
		土木A	10	5	5	4	3	1.7
社会人経験者等 対象	技術	土 木 B (10月採用)	2	1	1	1	1	1.0
	職	機械	8	5	5	4	2	2.5
		電気	15	9	7	7	2	4.5
	獣 (1		-	-	-	-	-	-
	看 (1	0 月採用)	-	-	-	-	-	-
障がい者	事	323 194	45	36	30	28	10	3.6
対象	学校事務職		29	23	5	4	0	_
	(内数 併願者)	29	23	5	4	0	
就職氷河期世代 対象	事	務 職	310	253	15	12	5	50.6
î	合 計	-	961	629	218	195	83	7.6

③採用選考(承認)

(C) 1/10/11/22 1 (714/PL)						
任命権者区分職		市長	病院事業 管理者	交通事業 管理者	計	
			Į.	Y	J.	人
		局長級	,			C
						(0)
一般職			1			1
(医師を除く。)		主幹級	1			1
(医師を除く。)						(C
	主任:		1	1		2
	Tin meta	3				
						(0)
						C
	医師			2		2
						0
				5		5
						Ü.
						(C
7 - 64 - mbh				6		6
その他の職		医員補				0
						C
		特別顧問				C
		薬剤師				C
	ŕ	作業療法士				C
	1	言語聴覚士				0
	臨	床検査技師				C
		保育士	1			1
		局長級				C
		部長級				C
がサム酸目	部長級 課長級	C				
任期付職日			0			
	主任:	主事·主任技師				C
		主事·技師	16			16
	計		23	14	0	37

[※]市長には、議会事務局及び各行政委員会を含む。

(3) 昇任の状況

①課長級・主査級

		第一次	第一次	第二次	最 終	倍率
試験区分	申込者数	受験者数	試験	試験	合格者数	
		A	合格者数	受験者数	В	A/B
	人	人	人	人	人	倍
課 長 級	180	169	75	74	50	3.4
主査級 (34歳~41歳)	237	222	113	112	75	3.0
主査級 (42歳以上)	72	64	64	59	45	1.4
計	489	455	252	245	170	2.7

②消防吏員昇任試験

		第一次	第一次	第二次	最終	倍率
試験区分	申込者数	受験者数	試験	試験	合格者数	
		A	合格者数	受験者数	В	A/B
	人	人	人	人	人	倍
消防司令	37	36	8	8	5	7.2
消防司令補	88	87	24	24	16	5.4
消防士長	60	59	35	34	23	2.6
計	185	182	67	66	44	4.1

③昇任選考(承認)

	職	£命權者	市長	教育委員会	交通事 業管理 者	上下水 道事業 管理者	消防長	病院事 業管理 者	計
			人	人	人	人	人	人	人
局	長	職	11	1		1			13
部	長	職	21	1			1	2	25
課	長	職		1				4	5
主	幹	職	86	5		10	4	8	113
主	查	職	27	11			2	3	43
	小	計	145	19	0	11	7	17	199
消	防言	可監							
消	防工	E 監							
消	防	監					1		1
消	防司	令 長					3		3
消	防言	司 令							
消	防司	令 補							
消	防 =	t 長							
	小	計	-	-	-	-	4	-	4
	計		145	19	0	11	11	17	203

[※] 市長には、議会事務局及び各行政委員会を含む。

(4) 転任の状況

①職種変更試験

		第一次	第一次	第二次	最終	合格率
区分	申込者数	受験者数	試験	試験	合格者数	
		A	合格者数	受験者数	В	B/A
	人	人	人	人	人	%
事 務 職	1	1	1	1	0	0.0
技術職(土木)	0	-	-	-	-	-
消 防 職	0	-	-	-	-	-
計	1	1	1	1	0	-

②転任(承認)

転任前の〕	職種	転 任 後	の職種	人数
				人
教	諭	指 導	主 事	6
学 校 事	務職	事	務 職	1
運 輸	職	事	聯	1
計				

- (5) 勤務条件に関する措置要求の状況 件数:1件
- (6) 不利益処分に関する審査請求の状況 件数:5件